

# 住民投票の実施状況①

## 1. 実施状況

根拠	都道府県	市町村
(1)法律（合併特例法）	0	53（53）
(2)条例	1	400（378）
(3)要綱、その他	0	14（14）
計	1	467（445）

（昭和57年7月の高知県窪川町での住民投票以降の投票実施数（平成22年10月の各都道府県・政令市からの回答に基づく。）。地方自治法に基づく解散・解職の投票、は除く。カッコ内は、うち市町村合併に係る住民投票の数。）

## 2. 実施結果の概要

- ・ 合併の賛否を問う住民投票（条例・要綱等に基づく）  
319件（合併について賛成多数171件、反対多数138件、不成立等10件）
- ・ 合併の枠組みを問う住民投票（条例・要綱等に基づく）  
73件
- ・ 合併以外の住民投票
  - ・ 産業廃棄物処分場設置についての住民投票
  - ・ 原子力発電所におけるプルサーマル計画受け入れの是非に関する住民投票
  - ・ 可動堰建設計画の賛否を問う住民投票
  - ・ ヘリポート基地建設の是非を問う市民投票
  - ・ 牧場誘致による牛舎建設の是非を問う住民投票 等

（平成22年10月総務省自治行政局住民制度課調べ）

# 住民投票の実施状況②

## 3. 実施例

### (1) 市町村合併の是非を問う住民投票の例

- ・愛知県旧尾西市（現一宮市） 「尾西市が一宮市及び木曾川町と合併することの可否に関する住民投票条例」に基づき、平成16年2月29日に住民投票を実施し、賛成多数（71.7%）となり、投票結果を尊重し、平成17年4月1日に木曾川町とともに一宮市に編入した。
- ・福島県棚倉町、塙町、鮫川村 それぞれが他の2団体と合併することの賛否を問う住民投票条例に基づき、平成15年7月13日に住民投票を実施し、棚倉町で賛成多数（66.7%）、塙町で反対多数（53.9%）、鮫川村で反対多数（70.6%）となったため、合併に至らなかった。

### (2) 市町村合併の枠組みを問う住民投票の例

- ・埼玉県旧吹上町（現鴻巣市） 「吹上町の合併についての意思を問う条例」に基づき、平成16年4月18日に住民投票を実施し、「鴻巣市・川里町との合併（45.8%）」、「行田市・南河原村との合併（43.7%）」、「合併しない（10.8%）」となり、鴻巣市及び川里町と合併協議会を設置し、平成17年10月1日に合併した。

### (3) 都道府県の施策に関連する市町村の住民投票の例

- ・岐阜県御嵩町 「御嵩町における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例」に基づき、平成9年6月22日に住民投票を実施し、反対多数（79.7%）となり、住民投票後、当該施設の開発計画の一時凍結を県に申し入れ、平成19年、20年に行われた県知事、事業所、町長による三者会談を経て、開発が取り下げられた。

### (4) 国の施策に関連する都道府県の住民投票の例

- ・沖縄県 「日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票条例」に基づき、平成8年9月8日に住民投票を実施し、賛成多数（89.1%）となり、県は政府に対し、日米地位協定の見直し等を要望した。

# 住民投票条例の制定状況

## 1. 制定件数

	都道府県	市町村
(1)市町村合併に係る住民投票についての条例	0	417
(2)市町村合併以外の個別の争点に係る条例	1	27
(3)(1)(2)以外の条例 (いわゆる常設型住民投票条例を含む。)	2	161
計	3	605

(平成22年10月の各都道府県・政令市からの回答(各団体が把握しているもので、すでに廃止されたものも含む。)に基づく。)

## 2. 制定状況の概要

- ・市町村合併に係る住民投票についての条例、市町村合併以外の個別の争点に係る条例は概ね実施されたケースが多い。
- ・個別の争点に係るもの以外の条例(1.(3)の条例)は、いわゆる常設型住民投票条例が多いが、未だ投票の実施に至っていないケースが多く、その類型としては、住民投票条例等51件、自治基本条例等112件に大別される。

(典型的ないわゆる自治基本条例においては、条文の一つに、住民投票を実施できる旨の規定が設けられている。)

(平成22年10月総務省自治行政局住民制度課調べ)

# 住民投票に係る地方制度調査会の過去の提言

## 1. 第26次地方制度調査会

『地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実確保に関する答申』  
(平成12年10月25日) <抜粋>

第1 自己決定・自己責任の原則を踏まえた地方分権時代の住民自治制度のあり方

1 住民自治の更なる充実方策

(1) 住民投票制度

我が国の地方自治制度の根幹は代表民主制であり、住民の意思の反映手段として、住民の直接選挙を通じて選ばれた長や議会が中心的な役割を果たすことを前提としている。しかしながら、複雑化した現代社会において、多様な住民ニーズをより適切に地方公共団体の行政運営に反映させるためには、代表民主制を補完する意味で、直接民主制的な手法を導入することも必要であり、このため様々な住民意思の把握方法が活用されているところである。いくつかの地方公共団体において実施されている住民投票も、こうした観点から行われているものと考えられるが、住民が投票によりその意思を直接表明するという住民投票の制度化の検討は、住民自治の充実を図るという観点から、重要な課題である。

当調査会においては、こうした問題意識のもと、住民投票を代表民主制の補完的な制度として構築できないか検討を行ったところであるが、その制度化に当たっては、住民投票の対象とすべき事項、選挙で選ばれた長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力のあり方等、種々の検討すべき論点があり、一般的な住民投票の制度化については、その成案を得るに至らなかった。これらの論点については、今後とも、引き続き検討することが必要である。

ただ、市町村合併については、①まさに地方公共団体の存立そのものに関わる重要な問題であること、②地域に限定された課題であることから、その地域に住む住民自身の意思を問う住民投票制度の導入を図ることが適当である。その場合、自主的な市町村合併の推進という観点を踏まえ「市町村の合併の特例に関する法律」において位置付けることとし、制度化に当たっては関係団体の意見を十分聴取の上、円滑な運用が図られるものとするのが適当である。

## 2. 第24次地方制度調査会専門小委員会報告（平成8年4月16日）〈抜粋〉

### 第2 住民自治の充実等について

#### 2 住民投票制度の検討等

住民投票については、合併の是非などについて住民の意向を聴くため、これまで事実上実施されてきた例はあるが、地方行政における住民自治の重要性を考慮して、

ア 地方公共団体の計画策定や行政施策への住民参加の機会の拡大のための方策として住民投票制度の導入を検討すべきではないか。

イ 議会の活性化を図る観点からも住民投票制度の導入を検討するべきではないか。

などの意見がみられた。

他方、

ア 現行の代表民主制を基本とした地方自治制度の下で議会や長の本来の機能と責任との関係をどう考えるのか。

イ 住民投票が地域社会の合意形成に及ぼす影響などについて慎重に考える必要があるのではないか。

ウ 住民投票に適する事項及び適さない事項は何であるかについて慎重に検討する必要があるのではないか。

などの意見もみられた。

したがって、こうした意見を諮まえ、住民投票制度を含め、地方公共団体への行政への住民参加の機会の拡大、政策形成等における住民意思の反映のための方策について、さらに引き続き検討していく必要がある。

## 3. 第16次地方制度調査会『住民の自治意識の向上に資するための方策に関する答申』

(昭和51年6月18日)〈抜粋〉

### 第2 住民の自治意識の向上に資するための方策

#### 5 住民投票制度の拡張

いうまでもなく、我が国の地方自治制度の基本的な仕組みは、議会及び長による代表民主制であるが、事案によっては住民投票により住民全体の意思を直接に確認することが適当なものもあると考えられる。

現行制度においても一部に住民投票制度が採用されているが、住民の自治意識醸成の見地からも、例えば、地方公共団体の廃置分合、特定の重大な施策、事業を実施するために必要となる経費に係る住民の特別の負担、さらには議会と長との意見が対立している特に重要な事件等について、住民投票制度を導入することを検討する必要がある。

しかし、住民投票制度は、代表民主制に対する補完的な制度として採用されるものであって、それにより議会や長の本来の機能と責任を損なうことのないように配慮する必要があると思われる。

# 一の地方公共団体のみに適用される特別法に係る住民投票（憲法第95条）

## 1. 根拠条文

憲法第95条、地方自治法第261条・第262条

## 2. 制度の概要

- 憲法第95条 「一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。」
- 地方自治法第261条：以下の手続を規定
  - ・一の地方公共団体のみに適用される特別法を最後に議決した議院の議長から内閣総理大臣への通知
  - ・内閣総理大臣から総務大臣へ、総務大臣から関係普通地方公共団体の長への通知
  - ・関係普通地方公共団体の長が、選挙管理委員会に賛否の投票を実施させる
  - ・賛否の投票の結果の総務大臣への報告、総務大臣の内閣総理大臣への報告
  - ・内閣総理大臣による公布、衆議院議長及び参議院議長への通知
- 地方自治法第262条：賛否の投票への公職選挙法の規定の準用、賛否の投票と選挙及び解散又は解職の投票との同時実施

## 3. 適用事例

昭和24年から26年にかけて、広島平和記念都市建設法（昭和24年法律第219号）など、〇〇都市建設法として制定された15件の法律に関して、賛否の投票が行われている。

# 合併協議会の設置に係る住民投票（市町村合併特例法第4条・5条）

## 1. 根拠条文

市町村の合併の特例に関する法律第4条・第5条

## 2. 制度の概要

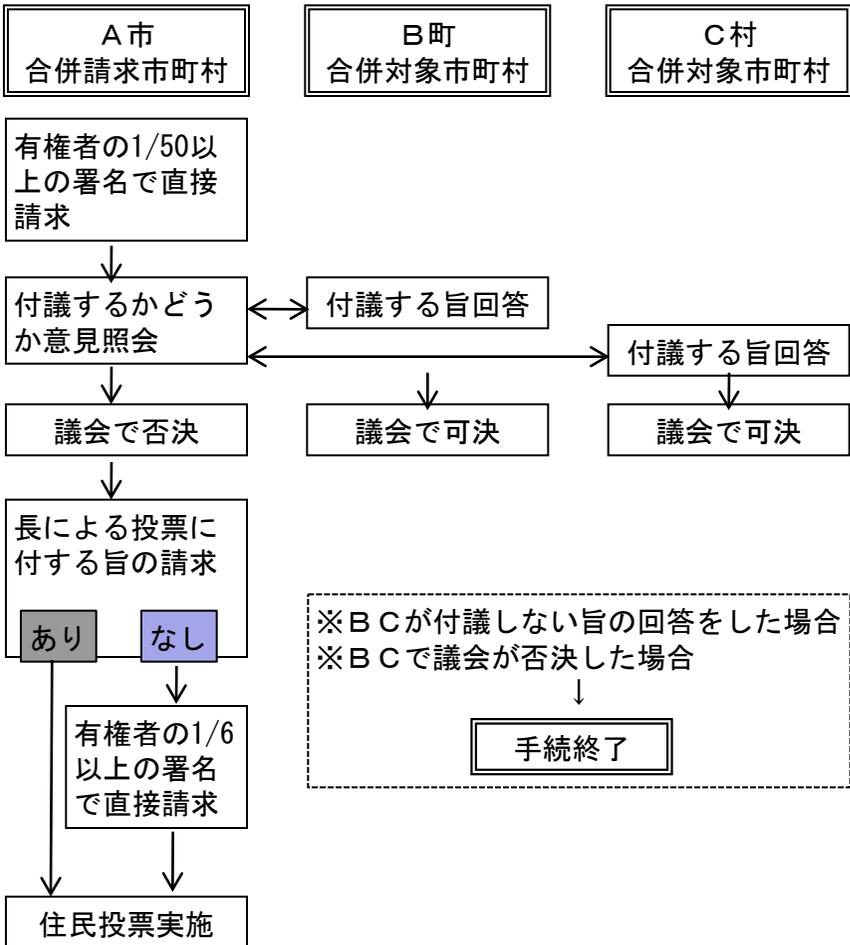
- 市町村合併特例法第4条（一の合併関係市町村（合併請求市町村）への合併協議会設置請求）
  - ・有権者の総数の50分の1以上の連署による合併協議会設置請求
  - ・合併請求市町村の長から合併対象市町村の長への意見聴取、合併対象市町村の長からの付議するか否かの回答
  - ・（すべて付議するとの回答であった場合）合併協議会設置協議についての議会への付議
  - ・（合併請求市町村で否決し、かつすべての合併対象市町村で可決した場合）合併請求市町村の長からの請求又はそれがなかった場合で有権者の総数の6分の1以上の連署による請求があった場合に、合併協議会設置請求に関する住民投票を実施
  - ・合併請求市町村における住民投票で有効投票総数の過半数の賛成があったときには、当該市町村の議会が可決したものとみなされ、合併協議会を設置
  
- 市町村合併特例法第5条（すべての合併関係市町村（同一請求関係市町村）への合併協議会設置請求）
  - ・それぞれの有権者の総数の50分の1以上の連署によるすべての同一請求関係市町村への合併協議会設置請求
  - ・合併協議会設置協議についての議会への付議
  - ・同一請求関係市町村のうち、合併協議会設置協議を議会が否決したすべての市町村において、長からの請求又はそれがなかった場合でそれぞれの有権者の総数の6分の1以上の連署による請求があった場合に、すべての否決市町村において合併協議会設置請求に関する住民投票を実施
  - ・否決市町村における住民投票で有効投票総数の過半数の賛成があったときには、当該市町村の議会が可決したものとみなされ、すべての否決市町村で過半数の賛成があった場合には、合併協議会を設置

## 3. 適用事例

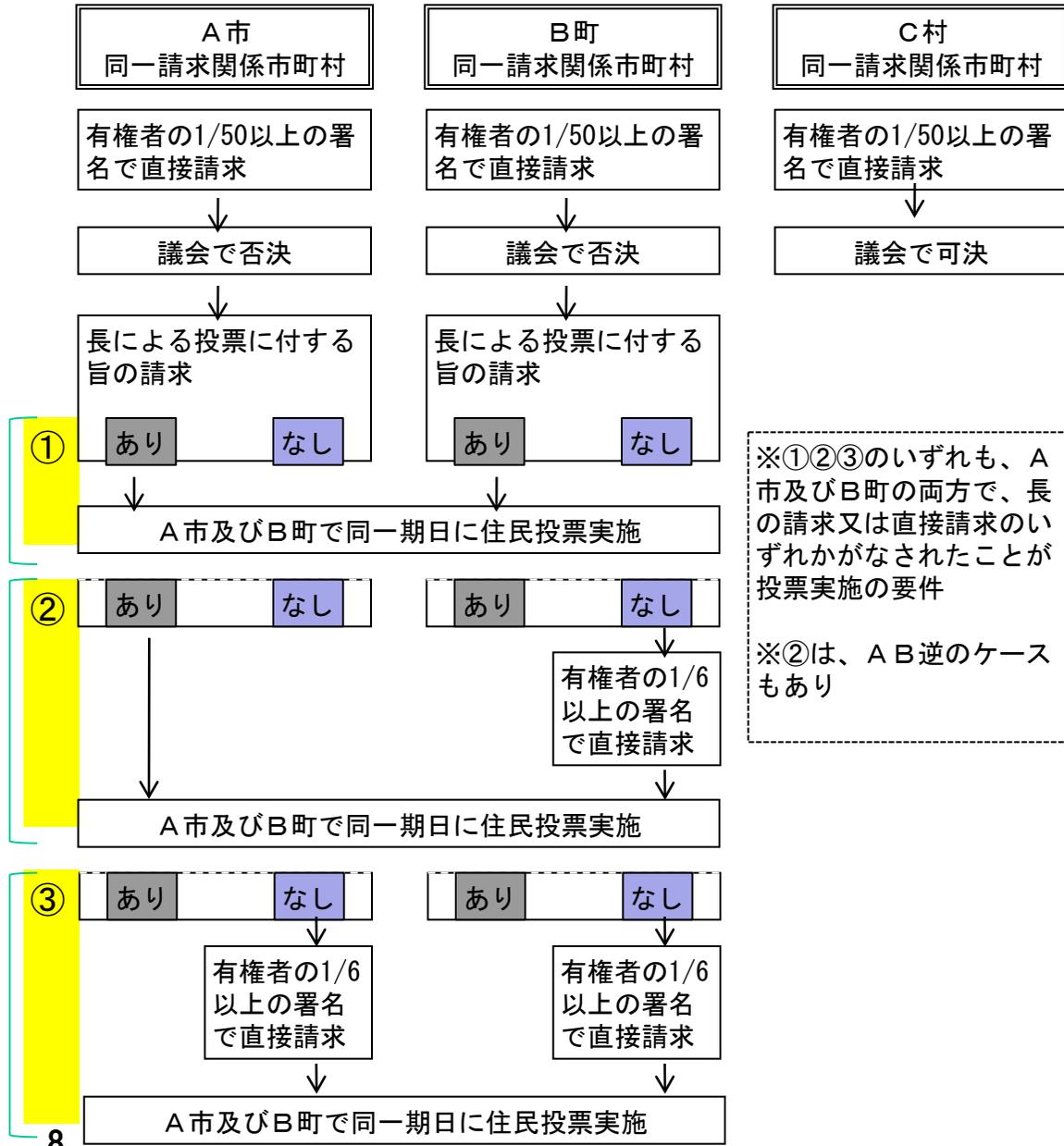
52団体で実施済み。

# 合併協議会の設置に係る住民投票（市町村合併特例法第4条・5条）

## 【市町村合併特例法第4条の場合】



## 【市町村合併特例法第5条の場合】（複数市町村で否決された場合を想定）



※①②③のいずれも、A市及びB町の両方で、長の請求又は直接請求のいずれかがなされたことが投票実施の要件

※②は、A B逆のケースもあり

# (参考) 日本国憲法の改正に係る国民投票 (憲法 96 条)

## 1. 根拠条文

憲法 96 条、日本国憲法の改正手続に関する法律 (平成 19 年法律第 51 号。平成 22 年 5 月 18 日施行)

## 2. 制度の概要

### ● 憲法第 96 条 (憲法改正に当たっての国民投票 (国民の承認))

- ・ 両議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会が発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。
- ・ 承認には、国民の承認に係る投票が必要 (国民投票)

### ● 日本国憲法の改正手続に関する法律

- ・ 国民投票に関する手続を規定

#### 1 投票期日

国民投票は、国会の発議後 60 日から 180 日以内で国会の議決した期日に行う。

#### 2 投票権者

満 18 歳以上の日本国民 (成年被後見人を除く。)

(公職選挙法、民法等の関連法令について検討を加え、必要な法制上の措置が講ぜられるまでの間は、投票権者の年齢は 20 歳以上とされている (附則第 3 条)。)

#### 3 公選法との相違

##### ○ 国民投票広報協議会

憲法改正の発議があったときは、国会に、両議院の議員各 10 名で構成する国民投票広報協議会を設置し、国民投票公報の原稿の作成等、国民に対する広報を行う。

##### ○ 国民投票運動

投票事務関係者の運動の禁止、公務員の地位利用による運動等の禁止は公選法と共通して規定されている。一方で、国民投票運動については、運動の時期や運動の方法 (一定の組織的な多数人買収や利益誘導などを除く。) に制限がない。

## (参考) 議会の解散、議員・長の解職に係る住民投票（地方自治法第76～85条）

### 1. 根拠条文

地方自治法第76～85条

### 2. 制度の概要

#### ●議会の解散に係る投票（地方自治法第76～79条）

- ・有権者の総数の3分の1（総数が40万を超える場合には、 $40万 \times 1/3 + 40万を超える数 \times 1/6$ ）以上の連署による議会の解散の請求があった際に、解散の投票を実施
- ・解散の投票で過半数の同意があったときには、議会は解散

#### ●議員・長の解職に係る投票（地方自治法第80～85条）

- ・有権者の総数の3分の1（総数が40万を超える場合には、 $40万 \times 1/3 + 40万を超える数 \times 1/6$ ）以上の連署による議員・長の解職の請求があった際に、解職の投票を実施
- ・解職の投票で過半数の同意があったときには、議員・長は失職

### 3. 適用事例

過去30年間（昭和53年度～）では、いずれも市町村のみで、議会の解散に係る投票が53件（うち46件成立、7件不成立）、議員の解職に係る投票が41件（うち39件成立、2件不成立）、長の解職に係る投票が40件（23件成立、17件不成立）となっている。